

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「前会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日に同社の倉庫業務担当に異動するまで、有機溶剤にばく露する業務に従事していた。その後、平成〇年〇月、B所在のC会社（以下「事業場」という。）に雇用され、プレス加工の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「反復性抑うつ状態」と診断され、療養を継続している。請求人によると、事業場のプレス機で金属加工をする際、他の従業員が有機溶剤を使用しており、気化した有機溶剤を吸い、頭痛、めまい、嘔吐などを起こして体調不良となり、欠勤したという。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、症状経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月頃としている。

請求人の症状経過等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) そうすると、本件疾病は、当審査会が平成〇年〇月〇日付け裁決書（平成23年労第505号、以下「前回裁決」という。）において、既に業務上の事由によるものであるとは認められないと判断した疾病と同一であるところ、請求人は、本件疾病発病前おおむね6か月間における本件疾病発病の原因と考える出来事に関し新たな主張を行っていないことから、前回裁決における判断を変更すべき理由は認められないものである。

なお、請求人は、本件疾病発病の原因と考える出来事として、平成〇年に事業場で有機溶剤にばく露したことを主張するが、専門部会は、上記意見書において、主治医は症状の悪化を認めておらず、本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したものとは医学的に認められないとしており、当審査会としても、主治医の所見を踏まえた専門部会の当該意見は妥当であると判断することから、請求人が主張する事業場での有機溶剤へのばく露があったとしても、結論を左右しないものである。

(3) 請求人は、有機溶剤過敏症の治療について労災保険の給付を受けることを目的として請求を行ったものである旨主張する。

当審査会として、一件記録を精査するも、休業補償給付支給請求書において

診療担当者が証明する傷病名は「うつ病」であって、有機溶剤過敏症に係る請求がなされたものとは認められず、したがって、当該疾病に対する監督署長の処分は存在しないことから、請求人の主張を採用することはできない。

3 結 論

以上のおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。